

施設等利用費支給について【償還払い方式】

施設等利用給付認定を受けた利用者が、施設を利用して利用料を支払った場合の支給申請（償還払い）方法については、以下をご覧ください。

※施設が保育料を利用者から徴収せず、利用者に代わって市に請求する方法（代理受領）となった場合は、以下の申請をする必要はありません。

1 申請方法（代理受領の場合は不要）

以下の書類を市に提出してください。（市のホームページからダウンロードできます。）

①施設等利用費申請書（償還①）

②「領収書とサービス提供の証明書」（領収兼証明①）

※施設で発行してもらいます。市の定める参考様式「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（領収兼証明①）」を施設に提示し、記載、押印をしてもらってください。施設の独自の様式でも受け付けます。

2 申請書のダウンロードについて

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2645/syoshiki.html>

ホーム＞総合案内＞くらし・手続き＞便利な手続き（DX・オンラインサービス）
＞申請書ダウンロード＞「民生局福祉こども部 子育て支援課」の書式



インターネットが使えない、または該当ページが見つからない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

裏面あり

3 申請受付期間と支給予定日について

年に4回、申請受付期間が設定されています。申請受付期間中に、それまでに支払ったサービス分をまとめて申請してください。最大2年分（時効成立前に限る）をまとめて申請することができます。領収書等添付書類は各月分のものがが必要です。
※年度末の3月頃に、12か月分まとめてご請求いただいても構いません。

申請受付月日	4月、7月、10月、1月の1日～25日
振込予定日	上記申請月の翌月末

※請求の時効は、サービス利用月の翌月1日から起算して2年間となります。

今後、法改正により時効の期間が変わる場合がありますが、法改正前の債権については改正前の時効期間が適用されます。

4 提出先

- ・郵送の場合 〒238-8550 横須賀市小川町1-1 子育て支援課
- ・持参頂く場合 はぐくみかん5階 ①窓口 子育て支援課

【変更申請等について】

市外へ引越しをしているなど、横須賀市での受給資格がなくなっている場合、資格喪失日以降の利用給付の申請はできません。世帯状況などに変更が生じた場合は、変更申請書や「退園・辞退・認定取消・申請取下届」の提出をお願いします。

変更申請書等は、市ホームページまたは横須賀市子育て支援課から入手してください。



(お問い合わせ先 横須賀市 子育て支援課 TEL046-822-9476)